

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月6日
【四半期会計期間】	第23期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社ぐるなび
【英訳名】	Gurunavi, Inc. （旧英訳名 GOURMET NAVIGATOR INCORPORATED） （注）平成23年6月17日開催の第22回定時株主総会の決議により、平成23年6月17日から英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 征一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
【電話番号】	（03）3500-9700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 管理本部長 香月 壯一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
【電話番号】	（03）3500-9700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 管理本部長 香月 壯一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第3四半期 連結累計期間	第23期 第3四半期 連結累計期間	第22期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高(千円)	18,566,081	17,682,121	25,238,550
経常利益(千円)	2,644,111	2,440,630	3,406,580
四半期(当期)純利益(千円)	1,386,203	1,348,680	1,813,222
四半期包括利益又は包括利益(千円)	1,374,323	1,345,737	1,799,585
純資産額(千円)	11,108,172	11,994,985	11,133,737
総資産額(千円)	14,328,823	15,747,200	19,653,060
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	54.18	55.28	71.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	55.27	-
自己資本比率(%)	77.5	76.2	56.7

回次	第22期 第3四半期 連結会計期間	第23期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	18.64	22.80

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第22期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

第1四半期連結会計期間において株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。また、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法にて算定しております。

5. 第22期第3四半期連結累計期間及び第22期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による経済活動の停滞から一部持ち直す傾向がみられました。しかしながら、欧州金融危機や歴史的な円高・株安の進行等の影響により、国内景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。当社サービスの対象である外食産業におきましては、厳しい低価格競争が続くものの、震災による消費者の自粛傾向に緩和が見られる状況となりました。

このように、飲食店にとってより効果的な販促が必要とされる環境のもと、当社はこれまで培ったオンラインプラットフォームとオフラインプラットフォームを活用し、基盤事業の拡大及び関連事業の推進に取り組んでまいりました。

当第3四半期連結会計期間末の加盟店舗数につきましては、震災直後は新規受注や解約は厳しい状況でありましたが、足元では回復の兆しがみられ、総加盟店舗数（有料、無料）は86,011店となりました。加盟店舗数（有料）49,113店のうち、販促正会員店舗数（販促パックサービスを利用している加盟店舗数）は15,159店、ビギナー会員店舗数は33,954店となり、飲食店販促サービスの売上高は15,942百万円（前年同期比4.6%減）となりました。また、プロモーションの売上高は550百万円（前年同期比42.8%減）、関連事業の売上高は1,188百万円（前年同期比33.4%増）となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は17,682百万円（前年同期比4.8%減）となりました。利益面では、中長期的な成長に向けた施策の実施により、営業利益は2,407百万円（前年同期比8.1%減）、経常利益は2,440百万円（前年同期比7.7%減）、四半期純利益は1,348百万円（前年同期比2.7%減）となりました。

基盤事業の拡大

基盤事業につきましては、営業チームと巡回スタッフ・コールセンター・ぐるなび通信・ぐるなび大学による多面的な営業体制という当社オリジナルのオフラインプラットフォームを活用し、以下のように各領域において様々な施策を推進し、サイト価値の向上と総加盟店舗数の増加及び単価の向上を図りました。

オフィシャルサイト領域については、当社サイトの価値を高め、店舗ページへの誘導強化に取り組んでおります。10月には「私のおすすめ口コミ・メニューランキング」をリニューアルし、お店による売れ筋メニュー登録と、ユーザーによるメニューのおすすめ度をあらわす星の投票、スマートフォンアプリ「メニュー」の提供を開始いたしました。高級店への取り組みとしては、4月に「ぐるなび“こちら秘書室！”」のリニューアルと「秘書室本会員」制度を開始、8月に「プレミアムレストラン」をグランドオープンする等、サービス拡充に注力いたしました。スマートフォン向けの新サービスとしては、4月に飲食店のURI情報をもとに「お店のURI検索」を開始、7月にスマートフォンのブラウザから「ぐるなび」を閲覧した際のユーザーインターフェイスを最適化する等、多用化するデバイスへの対応を強化しております。ぐるなび会員の登録を促進する施策としては、4月に当社サイト内で貯めたぐるなびスーパー「ぐ」ポイントを飲食代金として利用可能な「ポイントご利用券」に交換するサービスを開始、9月にぐるなび会員に対してのみ表示される「シークレットクーポン」を開始、11月に時間・枚数を限定してモバイル上でぐるなび会員に提供される「時間限定！枚数限定！ワケあり「得・ぐ」クーポン」を開始する等、積極的に新規会員の獲得と既存会員の活性化に取り組んでおります。これらの施策により、月間アクセス数は8.9億ページビュー（平成23年12月現在）、月間ユニークユーザー数は2,800万人（平成23年12月現在）、ぐるなび会員数は896万人（平成24年1月18日現在）となりました。

ダイレクトマーケティング領域（直接的販促メディア領域）については、ユーザー属性が明確なぐるなび会員に向けた「ターゲティングe-DM（eメールでのダイレクトメール）」配信を開始し、加盟飲食店への送客強化に取り組んでおります。また、ポイント付与やクーポン認証が可能な「ぐるなびNEWタッチ」を加盟飲食店約6,000店に導入し、お店のメール会員獲得とリピーター客囲い込みを支援しております。

情報問屋領域については、地産他消の取り組みを積極的に推進しております。「ふるさと」をキーワードにシェフと生産者をつなぎ、継続的な食材プロモーションに発展させることを目指しており、既に約17,000人を超えるシェフネットワークを構築しております。また、シェフとユーザーをつなぐ料理教室「ぐるなびクッキング」の取り組みも開始いたしました。

関連事業の推進

関連事業につきましては、「ぐるなび食市場」では、システムの全面リニューアルを実施しユーザーならびに出店事業者の利便性を強化いたしました。更に、他社に先駆けて「おせち特集」をスタートさせ、商流拡大を推進いたしました。「ぐるなびデリバリー」では、法人向け会議用弁当カタログを発行し、企業需要の取り込みを図っております。

社会的な取り組み

東日本大震災に関わる取り組みとしては、被災しながらも営業再開した飲食店を応援する「がんばろう東北！特集」や、被災者向け飲食店求人情報サイトを開設した他、群馬県で開催した移動型レストラン「Happy Restaurant」では、福島県から避難している方々を対象に、一流シェフによる本格コース料理を提供いたしました。また、消費者の自粛傾向により低迷する外食産業を盛り上げるため「水曜は外食の日」と定め、積極的に外食する活動を社内外に広げております。11月には「ふるさと」をテーマにした新しいメニューと「ふるさと」を売り込むメッセージで、東北地方を中心として震災被災地域にある食材の生産地を応援する「ふるさとニッポンメニュー大賞」を開催いたしました。

(2) 財政状態

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、主に短期借入金返済に伴い現金及び預金が減少したことにより、前連結会計年度末と比べ3,905百万円減少し15,747百万円となりました。また負債につきましては、主に短期借入金の返済により、前連結会計年度末と比べ4,767百万円減少し3,752百万円となりました。純資産につきましては、主に利益剰余金が増加したことにより、前連結会計年度末と比べ861百万円増加し11,994百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	92,000,000
計	92,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,984,000	25,984,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	25,984,000	25,984,000		

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

(平成23年12月発行新株予約権(株式報酬型))

決議年月日	平成23年11月18日
新株予約権の数	340個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	自平成23年12月10日 至平成53年12月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 622円 資本組入額 311円(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株であります。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数につきましては、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また上記のほか、割当日以降付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整します。付与株式数の調整を行うときは、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とします。
3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価621円を合算しております。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、各新株予約権割当日の翌日から2年後又は当社取締役の地位を喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定します。

（平成23年12月発行新株予約権（インセンティブ付与型））

決議年月日	平成23年11月18日
新株予約権の数	2,211個

新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	221,100株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	900円 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月10日 至 平成30年12月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,184円 資本組入額 592円 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株であります。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数を適用する日については、注記2(2)を準用します。

また上記のほか、割当日以降付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整します。付与株式数の調整を行うときは、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。ただし、行使価額の調整は、以下のとおりとします。

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次の算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）これを適用します。

上記(1) 及び に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への株式無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整します。

行使価額の調整を行うときは、適用日の前日までに必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額900円と付与日における公正な評価単価284円を合算しております。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう、以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注) 2 で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注) 4 に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年10月1日～平成23年12月31日		25,984,000		2,334,300		2,884,780

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,585,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,398,600	243,986	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	25,984,000	-	-
総株主の議決権	-	243,986	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が900株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数9個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合(%)
株式会社ぐるなび	東京都千代田区有楽町 1-2-2	1,585,400	-	1,585,400	6.10
計	-	1,585,400	-	1,585,400	6.10

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役 会長	企画開発本部長 兼 新戦略実行局長 兼 メディアサービス部門長	代表取締役 会長	企画開発本部長	滝 久雄	平成23年10月1日
取締役	専務執行役員 管理本部長	取締役	専務執行役員 管理本部長 兼 Let's事業推進部門長	香月 壯一	平成23年10月1日
取締役	専務執行役員 Let's事業推進部門長 兼 管理本部副本部長 兼 企画開発本部長付	取締役	専務執行役員 企画開発本部 サービス企画開発部門長 兼 戦略推進部門長 兼 管理本部副本部長	菊池 俊彦	平成23年10月1日
取締役	執行役員 Let's事業推進部門長 兼 管理本部副本部長 兼 企画開発本部長付	取締役	専務執行役員 Let's事業推進部門長 兼 管理本部副本部長 兼 企画開発本部長付	菊池 俊彦	平成23年10月28日
取締役	執行役員 営業本部本部長代行副本部長 兼 法人営業部門長 兼 企画開発本部長付	取締役	執行役員 営業本部本部長代行副本部長 兼 法人営業部門長	溝上 宏	平成23年10月1日
取締役	執行役員 営業本部副本部長 兼 加盟店営業部門長 兼 企画開発本部長付	取締役	執行役員 営業本部副本部長 兼 加盟店営業部門長	渡辺 昌宏	平成23年10月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,398,716	6,505,242
受取手形及び売掛金	3,520,373	3,421,299
仕掛品	10,069	36,576
未収入金	933,657	1,061,364
その他	705,909	722,416
貸倒引当金	492,373	374,397
流動資産合計	15,076,352	11,372,501
固定資産		
有形固定資産	1,109,601	1,147,342
無形固定資産		
のれん	3,750	1,875
ソフトウェア	1,890,727	2,058,435
その他	248,343	17,868
無形固定資産合計	2,142,820	2,078,179
投資その他の資産	1,324,285	1,149,176
固定資産合計	4,576,707	4,374,698
資産合計	19,653,060	15,747,200
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	127,001	88,287
短期借入金	4,500,000	-
未払法人税等	519,678	366,800
賞与引当金	481,680	223,231
ポイント引当金	103,687	239,176
事務所移転費用引当金	72,038	-
資産除去債務	26,977	-
未払金	1,739,428	1,730,791
その他	563,200	786,734
流動負債合計	8,133,694	3,435,022
固定負債		
負ののれん	45,889	22,944
資産除去債務	148,343	172,374
その他	191,395	121,873
固定負債合計	385,628	317,192
負債合計	8,519,322	3,752,215

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,334,300	2,334,300
資本剰余金	2,884,780	2,884,780
利益剰余金	7,807,121	8,667,830
自己株式	1,841,718	1,841,718
株主資本合計	11,184,484	12,045,193
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	50,746	53,689
その他の包括利益累計額合計	50,746	53,689
新株予約権	-	3,481
純資産合計	11,133,737	11,994,985
負債純資産合計	19,653,060	15,747,200

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	18,566,081	17,682,121
売上原価	3,654,819	3,617,770
売上総利益	14,911,261	14,064,351
販売費及び一般管理費	12,292,863	11,657,323
営業利益	2,618,397	2,407,027
営業外収益		
受取利息	2,770	3,568
負ののれん償却額	22,944	22,944
事務所移転費用引当金戻入額	-	6,272
為替差益	2,320	920
その他	5,586	8,246
営業外収益合計	33,621	41,953
営業外費用		
支払利息	3,051	8,350
自己株式取得費用	4,856	-
営業外費用合計	7,907	8,350
経常利益	2,644,111	2,440,630
特別損失		
固定資産除却損	118,208	-
固定資産売却損	833	-
リース資産処分損	41,592	-
投資有価証券評価損	16,459	-
ゴルフ会員権評価損	-	2,350
事務所移転費用引当金繰入額	72,038	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	18,664	-
事務所移転費用	525	-
特別損失合計	268,322	2,350
税金等調整前四半期純利益	2,375,789	2,438,280
法人税等	989,585	1,089,599
少数株主損益調整前四半期純利益	1,386,203	1,348,680
四半期純利益	1,386,203	1,348,680

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,386,203	1,348,680
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	11,879	2,943
その他の包括利益合計	11,879	2,943
四半期包括利益	1,374,323	1,345,737
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,374,323	1,345,737
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計方針の変更) 1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。 第1四半期連結会計期間において株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
税金費用の計算 税金費用については、一部の連結会社において当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	1,139,927千円	1,228,764千円
のれんの償却額	22,736千円	1,874千円
負ののれんの償却額	22,944千円	22,944千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月17日 定時株主総会	普通株式	295,620千円	1,150円	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	257,061千円	1,000円	平成22年9月30日	平成22年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第3四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、当第3四半期連結累計期間において、自己株式が1,126,995千円増加し、当第3四半期連結会計期間末における自己株式の額は1,442,021千円となっております。これは主に、平成22年10月29日開催の取締役会決議による会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、8,939株の自己株式の取得を実施したことによるものであります。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月17日 定時株主総会	普通株式	243,986千円	1,000円	平成23年3月31日	平成23年6月20日	利益剰余金
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	243,986千円	10円00銭	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第3四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

当連結グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

当連結グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	54円18銭	55円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	1,386,203	1,348,680
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	1,386,203	1,348,680
普通株式の期中平均株式数 (株)	25,583,000	24,398,600
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	-	55円27銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	917
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成23年12月発行新株予約権 (インセンティブ付与型) 取締役会決議日 平成23年11月18日 新株予約権の数 2,211個 株式の種類 普通株式 株式の数 221,100株 発行価格 900円 行使期間 平成25年12月10日 ~ 平成30年12月 9 日

(注) 1 . 当社は、平成23年 4 月 1 日付で株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2 . 前第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(会計方針の変更)

第 1 四半期連結会計期間より、「 1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号 平成22年 6 月 30 日)、「 1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号 平成22年 6 月 30 日) 及び「 1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 9 号 平成22年 6 月 30 日) を適用しております。

潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 配当金の総額.....243,986千円
- (2) 1 株当たりの金額.....10円00銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年12月 2 日

(注) 平成23年 9 月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月6日

株式会社ぐるなび
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河合 宏幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 克哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ぐるなびの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。